

組合員活動に私物を貸与したときの 破損・盗難・紛失保障

生活クラブ京都エル・コープ 御中

下記事由発生内容により、請求を致します。

申請者記入欄	支部名	組合員コード	記入日 年 月 日	
	フリガナ		印	電話 ()
	氏名			携帯 ()
	住所			

加入者が組合員活動に必要なものとして私物を貸与し、破損・盗難・紛失にあった時の保障

- ◆『活動に必要なもの』とは運営委員が認めた活動で必要なため代表して持ってきたもの
- ◆共同購入品授受時対象（年1回）
- ◆破損は事故破損のみ対象（自然破損は対象外）
- ◆保険で賄えないものの保障
- ◆修理実費または同等品の購入実費
- ◆活動中の自転車の破損（パンクは対象外）・盗難も対象
- ◆破損の場合は修理費の領収証、盗難・紛失の場合は新規購入品の領収証が必要
- ◆盗難の場合、警察署の盗難受理番号が必要
- ◆1事由の申請の保障限度額5万円



事由報告（1事由の申請の保障限度額5万円）

発生日時	年 月 日 時頃
事故発生場所	
活動の内容	
事故発生時の状況	
警察署の盗難受理番号（盗難の場合）	
事故（被害）にあったもの	被害実額 円

請求書

給付額 円	活動の代表者署名
-------	----------

記事入務局	受付日 20 年 月 日	担当者名
	処理日 20 年 月 日	担当者名

受付番号

【個人情報の取得に関する事項】

事由申請書およびご提出いただいた各書類に記載された個人情報はエッコロたすけあい制度の適切な運用をはかるために活用させていただきます。